

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

現在、本市においては人口の減少が加速する中、少子化が進行していて、高齢化率の割合が 33.2%となっており、2012 年と比較し、約 5%高くなっている。その背景の中、市内産業としては人手不足、後継者不足等の課題に直面している。

雇用においては市内外問わず大手企業へ集中傾向であるため、中小企業においては慢性的な人手不足であり、現状を放置すると市内産業基盤は失われかねない状況である。本市産業は中小企業により支えられているが、事業所数は、卸売・小売業が 28%と最も多く、以下、医療・福祉、製造業、宿泊業・飲食サービス業の順となっている。この 4 業種が全事業所数の 62%を占めており、市内の主要産業となっている。製造業においては、市内全域においての従業者数は横ばい傾向にあるが、事業所数は年々減少しており、後継者不足の課題にも支援が必要と考えられる。

多様な業種が直方市の経済、雇用を支えていることから、これまでも市内中小企業振興を目的として、様々な施策を行ってきた。前述のとおり、市内の企業の多数を占めている中小企業は、地域経済及び雇用の中核であるとの認識のもと、更なる中小企業振興の取り組みとして、令和 5 年にデジタル化や SDGs、カーボンニュートラルなどの視点を取り入れた「第 2 次直方市産業振興ビジョン・アクションプラン」を策定し、経営者が事業成長へ向けた成長戦略プランを策定する支援や現在進む産業界の DX 推進へ向けて、高度なスキルを保有した副業・兼業人材の活用の支援等、事業者が事業成長を実現できるよう具体的施策を展開し、さらなる中小企業振興に対する取り組みを進めている。これに加え、本市が中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画を策定することにより、各産業へ支援を行うことは、地場産業の成長を促進し、本市の産業発展において重要な要素となる。そのため、市内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築して行くことが必要であり、事業承継問題とともに、人材不足への対応が喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本市は県内で最も設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、筑豊地域の中核都市として更に経済が発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 100 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

本市では中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年平均 3%以上向上することを目標とする。

これにより、本市は県内で最も設備投資が活発な自治体の1つになり、福岡県内都市として更に経済発展していくことが期待できる。

2 先端設備等の種類

本市産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が本市経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市産業は、商店街をはじめとする、中心市街地から郊外まで市内全域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市産業は、1次産業（1.7%）、2次産業（27.3%）、3次産業（68.1%）と多岐にわたり、多様な業種が本市経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は2年間（令和7年7月31日～令和9年7月30日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。